



平成 28 年度

## 公 募 要 領

ロボット介護機器開発・導入促進事業  
(基準策定・評価事業)

「ロボット介護機器開発に関する調査」に係る  
実証試験実施施設の募集

平成 28 年 5 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
産学連携部 医療機器研究課

# 目次

<b>I.</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>5</b>
1.	事業概要 .....	5
2.	事業の構成 .....	6
(1)	事業実施体制 .....	6
(2)	代表機関と分担機関の役割 .....	8
<b>II.</b>	<b>応募に関する諸条件等</b> .....	<b>9</b>
1.	本事業の応募資格者 .....	9
2.	応募に当たっての留意事項 .....	9
(1)	委託研究開発費の管理及び経理について .....	9
(2)	研究費の不正使用及び不正受給への対応について .....	10
(3)	研究活動の不正行為への対応について .....	11
(4)	e-Rad について .....	14
(5)	研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について .....	14
(6)	研究機関における管理監査体制・不正行為等への対応について .....	15
<b>III.</b>	<b>公募・評価の実施方法</b> .....	<b>17</b>
1.	採択予定数 .....	17
2.	実施予定額 .....	17
3.	提案書等の作成及び提出 .....	17
(1)	様式の入手方法 .....	17
(2)	提案書等の受付期間 .....	17
(3)	提案書等の提出 .....	17
(4)	スケジュール等 .....	19
(1)	評価方法 .....	20
(2)	事前評価における評価項目 .....	21
<b>IV.</b>	<b>提案書等の作成と注意</b> .....	<b>22</b>
1.	提案書等に含まれる情報の取扱い .....	22
(1)	情報の利用目的 .....	22
(2)	必要な情報公開・情報提供等 .....	22
2.	提案書の様式及び作成上の注意 .....	22
(1)	提案書の様式 .....	22
(2)	提案書の作成 .....	22
(3)	提案書作成上の注意 .....	22
3.	応募書類について .....	23
(1)	様式 1～4 .....	23

(2)	財務諸表 .....	23
(3)	電子媒体 (CD-R) .....	23
4.	応募に関する諸注意 .....	23
<b>V.</b>	<b>委託研究開発契約の締結等 .....</b>	<b>24</b>
1.	委託研究開発契約の締結 .....	24
(1)	契約条件等 .....	24
(2)	体制整備等に関する対応 .....	24
(3)	契約締結の準備について .....	24
(4)	契約に関する事務処理 .....	24
(5)	委託研究開発費の額の確定等について .....	25
2.	委託研究開発費の範囲及び額の確定等 .....	26
(1)	委託研究開発費の範囲 .....	26
(2)	委託研究開発費の計上 .....	26
(3)	委託研究開発費の支払い .....	26
3.	研究機関の責務等について .....	26
(1)	法令の遵守 .....	27
(2)	研究倫理教育プログラムの履修・修了 .....	27
(3)	委託研究開発費の管理責任 .....	27
(4)	体制整備に関する対応 .....	27
(5)	不正防止に関する措置 .....	27
4.	本研究開発課題の研究活動に参画する研究者の責務等について .....	27
(1)	委託研究開発費の公正且つ適正な執行について .....	27
(2)	応募における手続等 .....	28
(3)	研究倫理教育プログラムの履修・修了 .....	28
5.	研究倫理プログラムの履修について .....	28
6.	採択後契約締結までの留意点 .....	28
<b>VI.</b>	<b>間接経費の取扱いについて .....</b>	<b>29</b>
1.	対象機関 .....	29
2.	間接経費の額 .....	29
<b>VII.</b>	<b>採択課題の管理と評価 .....</b>	<b>30</b>
1.	課題管理 .....	30
2.	評価 .....	30
<b>VIII.</b>	<b>研究成果の取扱い .....</b>	<b>31</b>
1.	「委託研究開発成果報告書」の提出 .....	31
2.	研究開発成果の帰属 .....	31
3.	研究開発成果のオープンアクセスの確保 .....	31

<b>IX. 取得物品の取扱い</b> .....	<b>32</b>
1. 所有権.....	32
2. 研究終了後の設備備品等の取扱い.....	32
<b>X. その他</b> .....	<b>33</b>
1. 国民との双方向コミュニケーション活動について .....	33
2. 健康危険情報について .....	33
3. 政府研究開発データベース入力のための情報.....	33
4. 間接経費に係る領収書の保管について.....	34
<b>XI. 照会先</b> .....	<b>35</b>
<b>XII. 提案書記載要領</b> .....	<b>36</b>

# 1. はじめに

本公募要領に含まれる研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）が実施する平成28年度「ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）」の研究開発課題※です。本公募要領は、本研究開発課題で使用する実証試験実施施設の募集に係るものです。

## 1. 事業概要

### (1) 事業目的

コミュニケーションロボット※を対象とし、実機を介護分野で用いることによって、コミュニケーションロボットを構成する要素（機械的要素、介護技術等の人的環境、物的環境など）を分解し、体系的に分類・整理・解析をすることにより、今後、コミュニケーションロボットを介護分野で用いるにあたり、必要な要素を明らかにすることを目的とします。

※ コミュニケーションを目的もしくは手段として用いるロボットを総称してコミュニケーションロボットと呼ぶ。この場合のコミュニケーションとは、言語的のみならず非言語的なものも含む。なお、対象とするコミュニケーションロボットはすでに製品化されたものとし、これから開発するものは含まない。

### (2) 事業内容

事業内容は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）平成28年度研究基本計画」（別添）の「(1) 事業内容」に記載されているもののうち、「ロボット介護機器開発に関する調査」に記載されるものです。

本事業では、市販のコミュニケーションロボットを介護現場に導入し、介護現場での実証試験を通してコミュニケーションロボットに求められる要件を明らかにします。

対象となるコミュニケーションロボットは、専用のハードウェアを有するものとし、PC 端末やタブレット端末の画面上や概念上にのみ構築されたロボットは除きます。ただし、ロボットとしての共通ハードウェア上に構築されたソフトウェアは、ハードウェアと一体と見なすことで本事業の対象とします。その場合、応募者はハードウェアとソフトウェアの両方の供給に責任を持ちます。

実証試験では、（被介護者の主観に留まらず）客観的で定量的なデータを収集することを目指します。収集するデータは、WHO の国際生活機能分類（以下、ICF という。）を基本にします。実証試験において ICF の分類項目ごとに参加レベルと活動レベルを記録します。心身機能レベル（生物学的状態）や健康状態レベル（病気・ケガ等）には重点を置きません。

ロボット介護機器開発・導入促進事業の基準策定・評価事業者は実証試験実施施設が行う実証試験を支援します。実証試験で得られたデータは基準策定・評価事業者が分析し、今後、コミュニケーションロボットを介護分野で広く用いられるために求められる要件を解明します。

なお、得られた知見は各ロボットメーカーにフィードバックすることで、コミュニケーションロボットの改善に役立てます。

### (3) 事業実施期間

委託研究開発契約日～平成29年3月31日

但し、事業期間終了後も、AMED、および、基準策定・評価事業者からの調査（意識調査等を含む）には協力するものとします。

## 2. 事業の構成

### (1) 事業実施体制

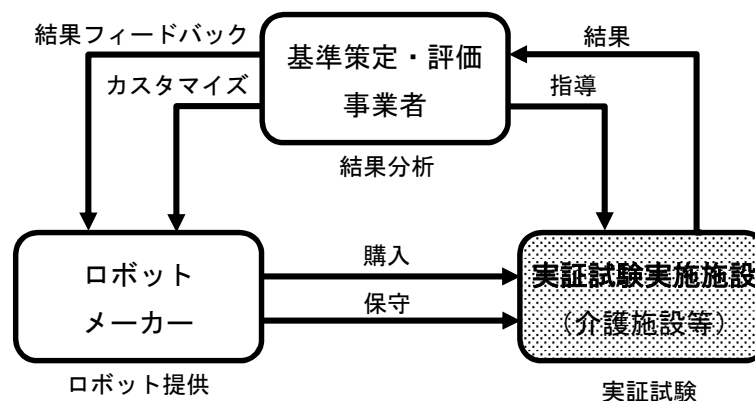
本事業は、ロボットメーカー、実証試験実施施設（介護施設等）、基準策定・評価事業者が連携して実施します。

実証試験実施施設は、コミュニケーションロボットを購入（又はレンタル）し、実証試験を実施します。実証試験によりコミュニケーションロボットの被介護者に対する科学的、定量的データを取得します。このコミュニケーションロボットはAMEDからの委託費で購入（又はレンタル）します。

実証試験の実施にあたっては、実証試験計画を基準策定・評価事業者が作成し、実証試験実施施設が倫理審査を受けるものとします。なお、独自に倫理委員会を設置できない等、倫理審査を実施できない施設については、AMEDに相談してください。

基準策定・評価事業者は、実証試験実施施設が取得したデータを分析します。分析結果はロボットの改良や有効な使い方の確立に役立てるためにロボットメーカーにフィードバックします。また、基準策定・評価事業者は科学的、定量的データを取得出来るように実証試験実施施設を支援しますので、実証試験実施施設は基準策定・評価事業者の指導に従ってください。この際、基準策定・評価事業者が被介護者の個人情報に触れることが考えられるため、実証試験実施施設と基準策定・評価事業者との間で機密保持契約を締結して行うものとします。

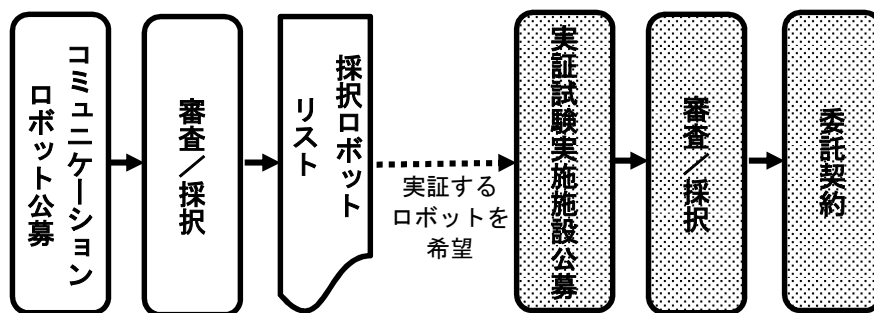
また、事業実施期間中にコミュニケーションロボット側に改善すべき点が見つかった場合は、基準策定・評価事業者はロボットメーカーに改善（カスタマイズ）作業を発注します。改善の結果は、実証試験実施施設との保守契約により、納入したコミュニケーションロボットに反映します。



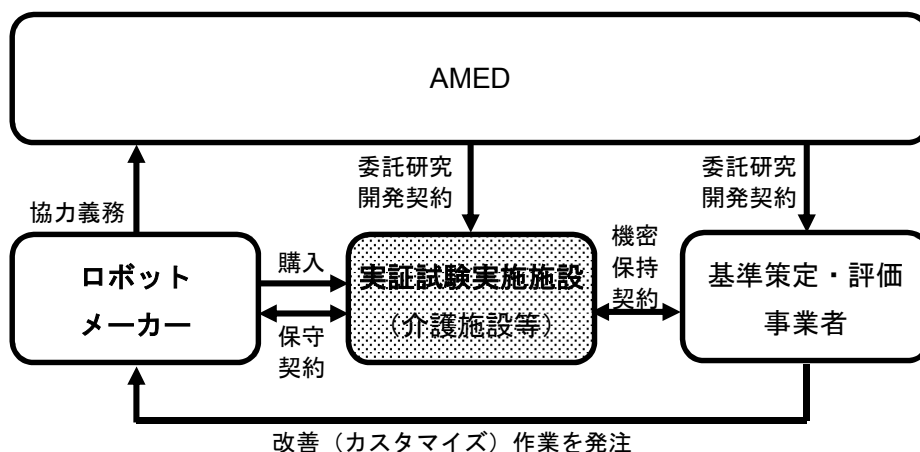
- 調査に使用するコミュニケーションロボットはAMEDが公募を行い採択したものを使用します。
- 採択されたコミュニケーションロボットは、AMED ホームページに公表されています。
- 採択されたコミュニケーションロボットを使って収集するデータや活用方法については、基準策定・評価事業者が実証試験計画を作成して提示します。
- この実証試験計画に従ってコミュニケーションロボットの調査・研究を行う実証試験実施施設を公募します。
- コミュニケーションロボットの調査・研究に係る実証試験の実施を希望する実証試験実施施設は、希望するコミュニケーションロボットをAMED ホームページに公表されたロボットから選び、応募します。
- 応募する実証試験実施施設は、AMEDが求める様式に必要な事項を明記の上、手順にしたがって応募してください。
- AMEDは審査の上、採択します。AMEDは採択した施設と委託研究開発契約を締結し、契約を締結した施設は指定のコミュニケーションロボットを購入（又はレンタル）して調査を行います。
- 応募に偏りがある場合など、使用するロボットについて調整を行う場合があります。
- 実証試験の取得データは、基準策定・評価事業者の指導にしたがって送付してください。
- 実証試験実施施設は、本調査に支障が無い場合、又は人道上必要な場合は、本実証試験で取得したデータを介護のために使用できることとします。

- 実証試験実施施設が本事業で得たデータを使って研究成果を発表することは可能ですが、事前に AMED と基準策定・評価事業者に相談するようにしてください。
- ロボットは AMED ではなく、実証試験実施施設が購入（又はレンタル）します。
- ロボットの購入（又はレンタル）費は委託研究開発費に計上できます。
- 委託研究開発費は概算払いを行いますので、原則として四半期毎の均等分割払いで支払います。直接経費の額が 2,000 万円以下の場合は一括払いとすることも可能です。（2,000 万円を超える場合で一括払いを希望するときは AMED にご相談ください）なお、事業終了後の確定検査で確定額が支払額を下回った場合は差額を返金頂きます。
- ロボットメーカーは、ロボットの販売（又はレンタル）を行います。実証試験に関与することはできません。保守、操作説明、問い合わせ対応については、基準策定・評価事業者の求めに応じて行います。
- ロボットメーカーは、基準策定・評価事業者から実証試験の分析結果のフィードバックを受けられますが、実証試験実施施設が取得したデータを直接入手、閲覧することはできません。
- 使用するコミュニケーションロボットの機種は、必要な調査を行うために各実証試験実施施設と調整させて頂くことがあります。また、実証試験開始後の状況によってコミュニケーションロボットのカスタマイズを行う場合があります。
- 必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を行うことがあります。
- 事業終了後もコミュニケーションロボット使用のデータ取得に協力していただく場合があります。

なお、基準策定・評価事業者については、継続中の基準策定・評価事業の中で既に選定済みです。



ロボットメーカーは、応募し採択された時点の条件で本調査・研究事業に協力する義務を負います。実証試験実施施設は、採択後 AMED と委託研究開発契約を締結し、事業を実施します。



なお、AMED では、医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下、「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）等を研究事業内に配置します。

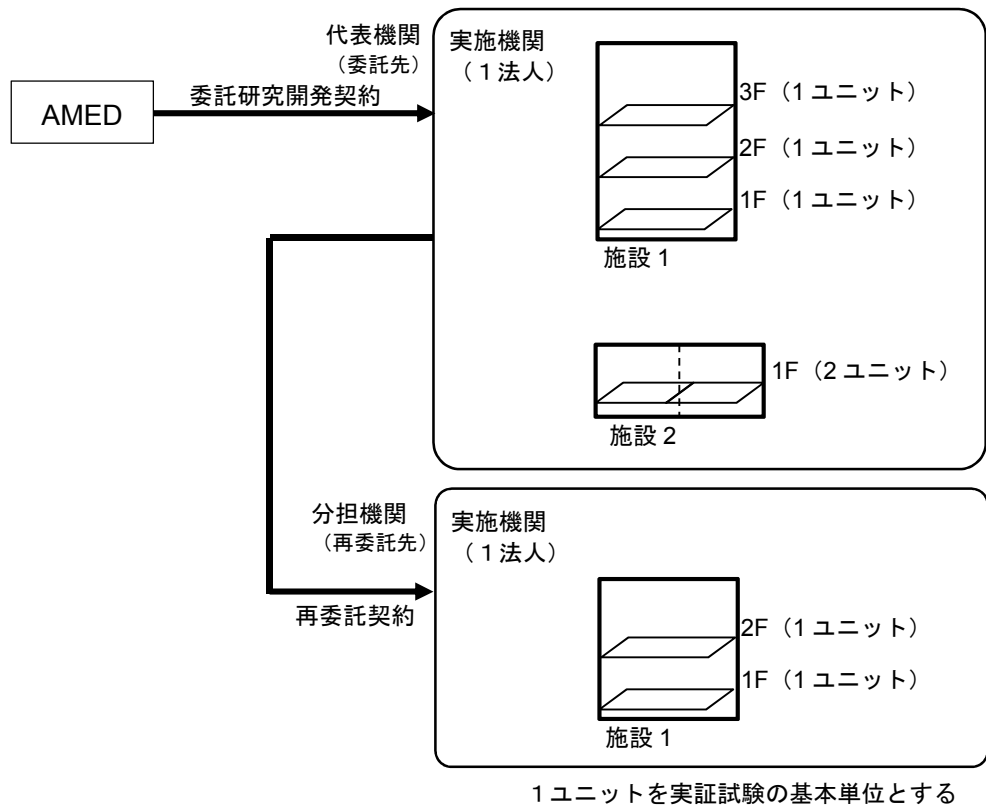
PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。

(2) 代表機関と分担機関の役割

本事業において、「代表機関」及び必要に応じて「分担機関」が研究開発課題を実施します。

- (a) 「代表機関」とは研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する研究機関をいいます。本事業では、応募の申請書を提出する機関が「代表機関」となります。
- (b) 「分担機関」とは研究開発分担者が所属し、代表機関と再委託契約を締結する「代表機関」以外の機関をいいます。本調査では、実証試験を付属や系列の施設等、別の機関と分担して行う場合、それらの機関が「分担機関」になります。「代表機関」は「分担機関」との間に再委託契約を締結して実証試験を分担します。「代表機関」と「分担機関」との契約の内容は、AMED と「代表機関」の委託研究開発契約内容を準用してください。「分担機関」は AMED の再委託先になります。

※本調査ではロボットの効果を明確にするため、種類の異なるロボットの影響が混ざり合わないエリアを 1 ユニットとし、実証試験を行う場所の基本単位とします。1 ユニットは施設のフロア（階）毎や、同一のフロアであっても被介護者や介護者が区切られていて対象ロボットが影響を及ぼさないと考えられるエリアです。施設は規模に応じて、複数のユニットで単一もしくは複数のロボットの实証試験を同時に行うことができます。同様に、一つの実施機関（法人）は、実施機関の有する複数の介護施設で単一もしくは複数のロボットの实証試験を同時に行うことができます。さらに、複数の実施機関（法人）で単一もしくは複数のロボットの实証試験を同時に行うことができます。この場合、実施機関（法人）の一つを代表機関とし、その他の実施機関（法人）は分担機関になります。





## II. 応募に関する諸条件等

### 1. 本事業の応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（７）の要件を満たす国内の介護施設等で、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめ等の責任を担う能力を有する研究者（「研究開発代表者」とします）。

（１）以下の（a）から（g）までに掲げる国内の研究機関等に所属している「研究開発代表者」とします。

- （a）特例民法法人並びに、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、及び、一般財団法人（以下、「特例民法法人等」という。）
- （b）国の施設等機関<sup>※1</sup>（「研究開発代表者」が教育職、研究職、医療職<sup>※2</sup>、福祉職<sup>※2</sup>、指定職<sup>※2</sup>又は任期付研究員である場合に限る。）
- （c）地方公共団体の附属機関等
- （d）学校教育法に基づく大学及び同附属機関等
- （e）国内民間施設等の法人
- （f）独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条に規定する独立行政法人
- （g）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は介護を行う機関に所属する者に限ります。

（２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。

（３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。

（４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対処を行うことができる機関であること。

（５）府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad という。）への登録を行っていること。

（６）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（７）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、「代表機関」及び「分担機関」の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

### 2. 応募に当たっての留意事項

（１）委託研究開発費の管理及び経理について

（a）公募説明会への出席について

応募に当たっては、AMED が行う公募説明（東京、大阪を予定）に必ず出席してください。

出席できなかった場合は、AMEDにご相談ください。

#### (b) 機関との委託研究開発契約について

委託研究開発契約については、研究開発代表者の所属する研究機関の長と AMED 理事長との間で締結します。ただし、国の施設等機関等※に所属する研究開発代表者については、研究開発代表者、研究開発代表者の所属する施設等機関等の長及び AMED 理事長との間で委託研究開発契約を締結し、委託研究開発費に係る管理業務については機関に委託いたします。

※ 「国の施設等機関等」とは、「国の施設等機関」及び公設試験研究機関を総称したものをいいます。

#### (c) 所属機関に対する研究費の管理体制に関する調査への協力について

機関における公的研究費の適正な管理の充実を図るために、経済産業省では、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」を策定しています。また、文部科学省及び厚生労働省では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を策定しています。AMEDにおいても上記ガイドラインを準用することとし、「研究開発代表者」及び経費の配分を受ける「分担機関」が担当する業務を管理する研究開発分担者」並びに所属機関におきましては、AMEDの求めに応じて研究費の管理体制に関する調査にご協力いただきます。

### (2) 研究費の不正使用及び不正受給への対応について

#### (a) 不正使用・不正受給の定義

1) 「不正使用」とは、本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）による、故意又は重大な過失による、AMEDからの研究資金の他の用途への使用又は AMEDからの研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究開発計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、AMEDとの間の契約等及び AMEDの応募要件に違反した AMEDの研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）をいいます。

2) 「不正受給」とは、「研究者等」が、偽りその他不正の手段により AMEDから研究資金を受給することをいいます。

#### (b) 研究費の不正使用・不正受給があった場合の措置

本事業において、研究費の不正使用・不正受給があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）及び AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

##### 1) 補助金交付決定の解除等の措置

AMEDは、不正使用・不正受給が認められた研究開発課題について、該当機関に対し、研究開発の中止、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の研究開発についても認めないことがあります。

##### 2) 応募及び参加の制限等の措置

本事業において不正使用・不正受給を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された「研究者等」に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMEDの事業への応募及び参加の制限措置等をとります。

※ 研究費等の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2~4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1~2 年

※※ 以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知します。

- ・ 1~4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ不正使用額が少額な場合
- ・ 6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正使用・不正受給が認定され、応募及び参加制限措置が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

### 3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。研究開発提案課題採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該研究開発課題の採択を取り消すこと等があります。また、補助金交付決定後に、当該研究者の事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、決定の取り消しを行うこと等があります。

### 4) 不正事案の公表

本事業において、上記 1) 及び 2) の措置を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」

(平成 20 年 12 月 3 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin-shikin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

(平成 26 年 3 月 31 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>

AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」

(平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年規則第 26 号)

[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed\\_kenkyufuseikisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf)

## (3) 研究活動の不正行為への対応について

(a) 不正行為の意義

「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下、「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

(ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(b) 研究活動における不正行為が認められた場合の措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）及び AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、次のような措置を行います。

(ア) 契約の解除等の措置

AMED は、不正行為が認められた研究開発課題について、研究機関に対し、研究開発の中止、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

(イ) 応募及び参加の制限等の措置

本事業において、不正行為を行った研究者及びそれに関与及び責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限措置等をとります。

※ 認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
3	1 及び 2 を除く不正行為に		2～3年	

	関与した者		
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

また、本事業において、不正行為が認定され、応募及び参加制限措置が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(ウ) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。研究開発課題採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該研究開発課題の採択を取り消すこと等があります。また、補助金交付決定後に、当該研究者の事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、決定の取り消しを行うこと等があります。

(エ) 不正事案の公表

本事業において、上記 1) 及び 2) の措置を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

※ (参照) ガイドライン等

「研究活動の不正行為への対応に関する指針」

(平成 19 年 12 月 26 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdf)

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成 27 年 1 月 16 日 科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」

[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed\\_kenkyufuseikisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf)

(c) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の定める利益相反管理規則に基づき、研究機関において研究者の利益相反状態を管理するとともに、その報告を行っていただく予定です。詳細については、平成 28 年度中に、AMED のホームページ等で公表致します。

(d) 研究開発計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、予めご了解ください。また、これらの法令等に違反して研究開発を実施した場合は、補助金交付決定を取り消し、研究開発費の返還等を求めることがあります。

○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 (平成 12 年法律第 146 号)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 18 年法律第 106 号)

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

#### （4） e-Rad について

研究開発費においては、e-Rad を用いて応募を受け付けます。

研究開発費の応募に当たっては、本公募要領及び研究基本計画の記載内容をよく確認した上で、提案する研究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、研究開発提案書に記載してください。詳細は、III. 3. 節をご参照ください。

#### （5） 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

##### （a） 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人等の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、「研究者等」に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）」に基づきます。  
なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### (c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad 等を通じて、他機関の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### (d) 他機関における競争的資金等の応募受入状況

「研究開発提案書」に、他機関の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

#### (6) 研究機関における管理監査体制・不正行為等への対応について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正且つ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省）及び「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 26 年 3 月 31 日 厚生労働大臣官房厚生科学課長）に基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、研究開発費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、各ガイドラインについては、下記ホームページをご参照ください。

「研究活動の不正行為への対応に関する指針」

(平成 19 年 12 月 26 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdf)

「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」

(平成 20 年 12 月 3 日作成、平成 25 年 1 月 22 日改正 経済産業省)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin-shikin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

(平成 26 年 3 月 31 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>



### Ⅲ. 公募・評価の実施方法

#### 1. 採択予定数

20～30 施設程度

#### 2. 実施予定額

1 施設につき上限 2,500 万円を目安にします。複数の施設で実施する場合は、それぞれの施設の上限とします。なお、実施予定額は事前評価の結果等により、額が査定されることがあります。必要に応じて、審査の段階で事務局から積算内容について意見聴取を行うことがあります。

※複数の施設を有する実施機関（法人）は、複数の施設で実証試験を実施することができます。

その場合の上限は、1 施設の上限金額 × 施設数 となります。但し、それぞれの施設で 1 施設における上限を超えてはいけません。

#### 3. 提案書等の作成及び提出

##### (1) 様式の入手方法

実証試験実施施設の提案は提案書（様式 2）を使って行ってください。提案書の様式等、応募に必要な資料は AMED の公募ホームページからダウンロードしてください。

##### (2) 提案書等の受付期間

- 平成 28 年 5 月 19 日（木）～平成 28 年 6 月 15 日（水）17 時（厳守）

（注 1） 全ての提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんのでご注意ください。

##### (3) 提案書等の提出

提案書等は、e-Rad 及び郵送による方法で期限内に提出してください。提出期限内に e-Rad 及び郵送による提出が完了していない場合は応募を受理しません。また、紙媒体及び電子媒体は、同一のものを提出してください。提案書等の記載（入力）に際しては、本項目及び提案書記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、提出いただいた提案書等の差し替え等には応じられません。

様式名	提出方法（両方とも提出すること）	
	郵送による提出	e-Rad による提出
提案書 （様式 1）～（様式 4）	原本 1 部、写し 3 部 （紙媒体）	PDF ファイル
財務諸表	2 部 （紙媒体）	PDF ファイル
様式 1～4（1つの Word ファイル）、 財務諸表（PDF 等）	CD-R 2 枚 （同一内容のもの）	—

提案書等は以下の送付先へお願いします。

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 23 階

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 産学連携部 医療機器研究課

※郵送に関しては、提出書類一式はホチキス止め等製本せず、ファイル用の 2 穴を空け、実施担当者（提出する提案書について、AMED からの問い合わせに回答できる者）、その所属機関名、部署名を明記した送付状を封筒（任

意)に入れ、封緘した上で表面に「ロボット介護機器開発・導入促進事業 提案書 在中」と朱書きし、送付してください。

※応募書類は郵送（宅急便、バイク便等も可能です。ただし、特定信書便業者の認可を受けた事業者によるものとします。）により以下に提出してください。

なお、応募書類を持参される方はVI. 照会先の医療機器研究課へ事前にご連絡ください。

※FAX 及び電子 E メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

#### (a) e-Rad の使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

##### 1) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00~24:00

(注) ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。

e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトに予めお知らせします。

##### 2) 研究機関の登録

「研究開発代表者」が所属する研究機関、「研究開発分担者」が所属する研究機関は、応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### 3) 研究者情報の登録

「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に厚生労働省の科学研究費補助金制度等で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

#### (b) e-Rad 上で提出するに当たっての注意

##### 1) 応募書類様式

本募集要領による提案様式を、公募ホームページからダウンロードしてください。

##### 2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます（システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。）。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

##### 3) 画像ファイル形式

研究開発提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフト等別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアル\*を参照してください。

※ <https://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

4) ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。

5) 研究開発提案書アップロード

提案書類は、PDF に変換しアップロードしてください。

6) 研究開発提案書アップロード後の修正

提案内容を配分機関へ提出したのちは、修正することはできません。

7) 所属機関の承認

「研究開発代表者」から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。

8) 受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない研究開発提案書等は無効となります。提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。研究開発提案書等の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載されておりますので、ご確認ください。

**※ 公募締切間際はe-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、研究開発提案書等の作成には時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。**

(c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスク（0120-066-877、9:00～18:00 受付※）にて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

(4) スケジュール等

以下に今回実施する公募の公募開始から採択までのスケジュール（予定）を示します。

- 実証試験実施施設の公募・提出期間  
平成 28 年 5 月 19 日（木）～6 月 15 日（水）17 時

事前評価は書面審査により行われますが、必要に応じて現地審査が行われます。現地審査を行う場合は、事前に連絡した日時に審査員が実証試験を実施する施設に伺ってヒアリングにより審査します。

- 実証試験実施施設の審査  
平成 28 年 6 月中旬～平成 28 年 6 月下旬（予定）  
（注）書面審査の過程で生じた照会事項を、E メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答については、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に E メールで送付してください。
- 実証試験実施施設の採択可否の通知、公表  
平成 28 年 7 月上旬（予定）  
（注）採択対象となった課題に対しては、審査結果を踏まえた計画の修正を求めたり、採択条件を付することがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

採択された申請者については、AMED のホームページで公表します。また、申請者に対し審査結果を通知します。

- 委託研究開発契約締結  
平成 28 年 7 月下旬から適宜（予定）  
（注）契約日が事業の開始となります。事業開始まで本事業にかかる一切の発注はできません。
- 実証試験説明会  
平成 28 年 7 月下旬（予定）  
実証試験を開始するにあたっての説明会を開催します。東京会場と大阪会場の 2 箇所で実施する予定ですので、都合の良い方に御参加ください。
- コミュニケーションロボットの購入  
実証試験実施施設と委託研究開発契約締結後、実証試験実施施設が購入します。
- 実証試験  
ロボット手配の期間を利用して事前調査を行います。事前調査はロボット導入の効果を見るため、導入前の状況を調べます。事前調査終了後、概ね 2 ヶ月間を一つの単位としてデータを収集します。収集したデータは基準策定・評価事業者に送ります。
- 基準策定・評価事業者との連携  
必要に応じて相談や打合せを実施してください。基準策定・評価事業者が施設を訪問する場合、実証試験実施施設の担当者が基準策定・評価事業者（つくば）に出向く場合があります。実証試験実施施設の担当者の基準策定・評価事業者（つくば）への出張は、最大 3 人×4 回程度を想定しています。
- 事業終了後  
平成 29 年 3 月 31 日で本事業は終了します。事業期間内に検収した経費が計上できます。支払は、翌月末までに行ってください。事業が終了しても、AMED や基準策定・評価事業者からの調査（意識調査等を含む）には協力するものとします。また、引き続き導入したロボットを使用してください。（レンタル終了など、やむを得ない場合を除く）

#### 4. 提案書等の評価の実施方法

##### (1) 評価方法

コミュニケーションロボットの採択にあたっては、外部有識者による委員から構成される「課題評価委員会」の事前評価により採択課題候補案を決め、これを基に AMED が決定します。

- (a) 事前評価は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (b) 課題評価委員会は、提出された応募書類の内容について書面審査及び必要に応じて訪問審査を行い、合議により採択課題候補案を決定します。なお、審査の過程で追加書類を求める場合もあります。また、訪問審査では実際に実証試験を行う施設に訪問し提案内容を確認いたします。訪問審査を行う際には AMED から事前に連絡させていただきますので、御対応をお願いいたします。
- (c) 課題評価に携わる者は、審査の過程で取得した一切の情報を、その職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられます。
- (d) 事前評価終了後、採択の可否を通知します。なお、審査の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (e) AMED における採択課題の決定後、AMED ホームページへの掲載等により、課題評価委員等についての情報を公開します。

## (2) 事前評価における評価項目

採択課題の選定に当たっては、提案書（様式1～様式4）記載の各項目について以下の観点に基づいて評価します。

事前評価における評価項目は、以下のとおりです。

### ● 評価項目

- ① II. 1. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、I. 1. (2) 事業内容を満たしているか。
- ③ 事業の実施方法、基準策定・評価事業者が提示する実施計画が実施可能か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業を行う施設は十分な設備、体制（資格要件を含む）、被介護者を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した介護体制をとっているか。
- ⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧ 経理処理を行う体制が十分で、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

## IV. 提案書等の作成と注意

### 1. 提案書等に含まれる情報の取扱い

#### (1) 情報の利用目的

提案書等に含まれる情報は、採択のための評価の他、研究開発費の委託業務、研究開発支援のために利用されます。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、研究開発提案者（採択後に研究開発代表者となる者）の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ※をご参照ください。

※ [http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html#7\\_2](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2)

#### (2) 必要な情報公開・情報提供等

- (a) 個々の採択課題に関する情報（事業名、研究開発課題名、研究開発代表者名、所属研究機関名、予算額及び研究開発実施期間）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号イに定める「知ることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため e-Rad を通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。
- (b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、研究開発提案書等に含まれる一部の情報を、e-Rad 等を通じて、他機関等を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する場合があります。また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

### 2. 提案書の様式及び作成上の注意

#### (1) 提案書の様式

様式は、本募集要領による提案様式を用い、様式 1～4 の申請書を作成してください。提案に際し提出が必要な書類は本章 3 項を参照ください。

#### (2) 提案書の作成

応募は郵送にて行います。提案書の作成に当たっては、(3) に示す注意事項をよくご確認ください。

提案書の作成に際しては、以下の事項に注意してください。

- 1) 字数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- 2) 提案書は、原則として日本語で作成してください。
- 3) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いて、黒色で記入してください。
- 4) 数値は、原則として半角で入力してください。（例）郵便番号、電話番号、金額、人数等）
- 5) 提案書の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

#### (3) 提案書作成上の注意

##### (a) 省令・倫理指針等の遵守

研究計画の策定に当たっては法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は II. 2. 節をご参照ください。

##### (b) 提案に対する機関の承認

「研究開発代表者」が提案書等を提出するに当たっては、「代表機関」の長の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

(c) 提案内容の調整

実証試験実施施設の採択、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、研究開発課題の実施に割り当てられる経費・実施期間は、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(d) 対象外となる提案について

以下に示す提案は本事業の対象外となります。

(ア) 単に既存の設備備品の購入を目的とする提案

(イ) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

### 3. 応募書類について

(1) 様式 1～4

様式 1 を先頭に、様式番号順に並べた資料を 1 部として、4 部（原本 1 部、写し 3 部）提出してください。

(2) 財務諸表

直近 3 カ年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を 2 部提出してください。

(3) 電子媒体 (CD-R)

1 つのワードファイルにした様式 1～4 と財務諸表を CD-R（テキストの読み取りが可能で、パスワード等の設定のないもの）に保存し、CD-R を 2 枚提出してください。

### 4. 応募に関する諸注意

- 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

## V. 委託研究開発契約の締結等

### 1. 委託研究開発契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究開発課題については、AMED 理事長と委託研究開発契約締結先<sup>※</sup>との間において、国の会計年度の原則に従い単年度の委託研究開発契約を締結することになります。

契約を締結するに当たっては、事前評価委員会等の意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求める場合があります。また、契約の内容や方法（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PS・PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更や研究開発課題の中止を行うことがあります。

※ 委託研究開発契約については、研究開発代表者の所属する研究機関の長と AMED 理事長との間で締結します。ただし、国の施設等機関等に所属する研究開発代表者については、研究開発代表者、研究開発代表者の所属する施設等機関等の長及び AMED 理事長との間で委託研究開発契約を締結します。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、研究開発分担者の研究費が 2,500 万円程度であれば一体的な研究として再委託として取り扱うことを認めます。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

#### (2) 体制整備等に関する対応

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。

体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託契約を解除すること等があります。

なお、体制整備の確認については、別途 AMED から連絡する予定です。

厚生労働省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>

#### (3) 契約締結の準備について

研究開発課題の採択後、速やかに契約の締結を進められるよう、受託者は、（a）研究開発計画書<sup>※1</sup>の作成、（b）業務計画に必要な経費の見積書の徴取、（c）会計規程及び職務発明規程等の整備<sup>※2</sup>を実施しておく必要があります。

※1 全体研究開発計画書は、申請時の研究開発提案書を基に採択課題ごとに各一通作成いただきます。研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。

※2 個人で委託研究開発契約を締結する場合において、委託研究開発にかかる管理業務については、機関に委託することになりますので、所属機関での会計規程等の整備が必要となります。

#### (4) 契約に関する事務処理



間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておいてください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりAMEDへの報告が必要となります。

詳細に関しては以下のAMED「委託研究開発契約事務処理説明書※」に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ <http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

#### (5) 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う委託研究開発費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります(II. 2. (2)項をご参照ください)。

## 2. 委託研究開発費の範囲及び額の確定等

### (1) 委託研究開発費の範囲

本事業では以下の通り費目構成を設定しています。定義に記載以外の経費は直接経費としては認めませんので、間接経費で手当てしてください。取り扱いについては AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」をご参照ください。

なお、対象ロボットは、取得単価が税込 50 万円未満であれば物品費による購入、税込 50 万円以上であればその他によるレンタルとなります。

	大項目	定義
直接経費	物品費	対象ロボットの購入費（アプリケーションプログラム、導入初期費用、必要な付属品を含む） 注：価格は AMED が公表するロボットリストに記載
	旅費	基準策定・評価事業者が行う研修に参加するための旅費 ●実証試験実施場所から産業技術総合研究所（つくば）までの旅費（3名×4往復分） ●実証試験説明会（東京または大阪）の旅費（3名×1往復分） 注：事務処理に関する説明会への旅費は計上できない
	人件費・謝金	認めない
	その他	対象ロボットのレンタル費（導入初期費用、必要な付属品のレンタルを含む）、対象ロボットの保守費、実証試験に対する損害賠償保険料（実施期間を超えないこと※2） 注1：ロボットのレンタル費、保守費は AMED が公表するロボットリストに記載 注2：電気代、インターネット等の通信費は含まない（間接経費に計上）
間接経費※1	直接経費に対して一定比率（10%以内）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用する経費	

※1 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関等に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、「分担機関」（国の施設等機関等を除く）についても、配分される直接経費に応じて配分されます。上記定義に該当しない直接経費は間接経費に計上できません。

※2 レンタル期間、保険期間等の一定の期間に対して費用が発生する経費については、事業期間に発生した経費を契約期間から按分して計上します。したがって、1 年契約等、事業期間を超過した期間での契約の方が割安であったとしても、事業期間超過分の費用計上はできません。必ず事業期間内に発生する費用を積算してください。

### (2) 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※の定めによるものとします。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> をご参照下さい。

### (3) 委託研究開発費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

## 3. 研究機関の責務等について

#### (1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正且つ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

#### (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施していただきます（詳細は後記5.をご覧ください）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開しないでください。

#### (3) 委託研究開発費の管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>

#### (4) 体制整備に関する対応

研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備してください。

#### (5) 不正防止に関する措置

研究機関は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)に従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上等不正行為防止のための体制構築や取組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

### 4. 本研究開発課題の研究活動に参画する研究者の責務等について

#### (1) 委託研究開発費の公正且つ適正な執行について

本研究開発課題の研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正且つ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

## (2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

## (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

AMED の事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳しくは、後記5. をご覧ください。）なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、ご注意ください。

## 5. 研究倫理プログラムの履修について

AMED は、国のガイドラインに基づき、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するための取組みの一環として、本事業に参画する研究者に対し、研究倫理プログラムの履修を義務付けることとします。詳細は AMED から別途御連絡する予定ですので、その指示に従ってください。

## 6. 採択後契約締結までの留意点

研究開発課題採択後において、AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合や、当該研究開発に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合等は、採択の取消しを行うことがあります。

## VI. 間接経費の取扱いについて

### 1. 対象機関

AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等（国の施設等機関等は対象としないものとします。）と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。

### 2. 間接経費の額

直接経費の額の 10%を限度とします（算出された額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとします。）。

## VII. 採択課題の管理と評価

### 1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO、基準策定・評価事業者等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所において実際の研究状況の確認）等を通じて目標成果の実現を図っていきますのでご対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の変更や課題の中止等を求めることがあります。

### 2. 評価

本調査における研究開発計画の達成度や研究開発成果は、取得したデータと委託研究開発成果報告書によって評価します。

## VIII. 研究成果の取扱い

成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

### 1. 「委託研究開発成果報告書」の提出

研究開発代表者は、自身の研究成果をとりまとめた「委託研究開発成果報告書」を提出していただきます。提出期限は当該年度の委託研究開発契約期間終了日から 61 日後ですので注意してください。なお、期限までに「委託研究開発成果報告書」の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなり、委託研究開発費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

### 2. 研究開発成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の事業化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

受託者におかれましては、国の委託研究開発の成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の事業化に最大限取り組むべき立場にあり、事業化の実現が期待されていることを強く意識し、これに向けて取り組んでください。特に、AMED 知財ポリシーに則り、知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得にあたり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

### 3. 研究開発成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

## IX. 取得物品の取扱い

### 1. 所有権

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等の所有権は、大学等に帰属します。企業等<sup>※2</sup>又は、国の施設等機関等<sup>※3</sup>が直接経費により取得した物品等（以下、「取得物品」という。）の所有権は、取得価格が50万円以上且つ使用可能期間が1年以上のものについてはAMEDに帰属するものとし、企業等又は国の施設等機関等は、AMEDに帰属した取得物品を研究開発期間終了までの間、無償で使用することができます。なお、設備備品等については、受託者がAMEDの契約条項に従って善良な管理を行ってください。

一方、取得価格が50万円未満又は使用可能期間が1年未満のものについての所有権は、取得機関に帰属します。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」及び「国の施設等機関等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

※3 「国の施設等機関等」とは、「国の施設等機関」及び公設試験研究機関を総称したものをいいます。

### 2. 研究終了後の設備備品等の取扱い

企業等の委託期間終了後における取得物品の取扱いについては、事業終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に有償で譲渡します。

国の施設等機関等の委託期間終了後における取得物品の取扱いについては、事業終了後、無償で譲渡します。ただし、AMEDが当該物品を使用し、処分する場合はこの限りではありません。消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の義務を持って、適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

なお、今回の調査では取得価格が税込50万円以上の物品はレンタルすることを基本としています。



## X. その他

### 1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、「国民との科学・技術」の進展について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式<sup>※1</sup>にて厚生労働省への通報をお願いしています<sup>※2</sup>。

（連絡先・問い合わせ先）

厚生労働省健康危機管理・災害対策室長  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省大臣官房厚生科学課内  
TEL 03-5253-1111（内線 3818） FAX 03-3503-0183

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

※2 <http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

### 3. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

#### （1）研究者番号（8 桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8 桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

（注）従来の「研究者 ID」とは異なりますのでご注意ください。

#### （2）エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1 未満の端数があるときは、こ

れを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

$$\text{研究者 A のエフォート率 (\%)} = \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$$

#### 4. 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費に関しては、研究機関の責任において、計画的且つ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了年度の翌年度から5年間適切に保管し、用途の透明性の確保に努めてください。また、各受託機関の長は毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりAMEDへ報告してください。

詳細は日本医療研究開発機構委託研究開発契約事務処理説明書※で確認してください。

※ <http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

## XI. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。E-mail は下記アドレス“AT”の部分を@に変えてください。

照会内容	連絡先
公募課題、評価、申請書の記載方法等の問い合わせ	AMED 産学連携部 医療機器研究課 Tel:03-6870-2213 (E-mail でお願ひします) ※ E-mail: robot_conso“AT” amed.go.jp
不正経理、研究不正、利益相反、研究倫理に関する教育等の問い合わせ	AMED 研究公正・法務部 Tel:03-6870-2211 E-mail: kenkyuukousei “AT” amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク Tel:0120-066-877 (9:00～18:00 受付※) ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く
AMED の知財ポリシー及び委託研究開発における知財の取扱い	AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “AT” amed.go.jp

※ お問い合わせは E-mail でお受けします。正確を期するために電話でのお問い合わせには回答出来かねます。電話は E-mail で連絡が出来ない場合や緊急を要す場合にのみお使いください。

## XII. 提案書記載要領

(様式 1)

赤字：記載上の注意

青字：記載例

受付番号	
※記載不要	

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 宛て

平成 28 年度 ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）

「ロボット介護機器開発に関する調査」に係る実証試験実施施設の募集

申請書

研究開発課題名： ロボット介護機器開発に関する調査

代表機関名（法人名）： ○○○○

申請情報	代表機関名 (法人名)	○○○○	
	調査研究の名称 (研究開発課題名)	ロボット介護機器開発に関する調査 * 契約時に指定するので申請時は上記名称で提出する	
	代表者役職 氏名 (ふりがな)	理事長 介護 太郎 (かいご たろう)	役職印
	所在地	〒○○○-○○ ○○県○○市○○ △-△-△	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	連絡 一郎 (れんらく いちろう)	
	所属 (部署名)	企画部 計画課	
	役職	課長	
	住所	〒○○○-○○ ○○県○○市○○ △-△-△	
	電話番号 (代表・直通)	○○-○○○-○○○○ (代表) ○○-○○○-○○○○ (直通)	
	E-mail	○○○@○○○.jp ※半角で記載のこと	

※ 連絡担当窓口は、基本的に次項に記載の研究開発代表者とする。

実証試験責任者 (研究開発代表者)	氏名	* 代表機関のみでなく分担機関（必要に応じ）も含めての実証試験機関のとりまとめも行う責任者の氏名
	所属部署名	
	役職	
	資格	* 医師, 看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員など介護, 医療等に関する資格をお持ちの場合は記載する
	略歴	* 介護技術, ロボット介護機器や福祉問題に関して特筆すべき経験, 知識を記載すること
実証試験体制	* 代表機関・分担機関（必要に応じ）全体としての実証試験体制を図示して記載する。機関や施設、ユニットごとに実証試験対象者の種類などが異なっている場合はその旨記載する。	

#### 概要

実施機関（法人）の数	代表機関の数（1） + 分担機関の数
実施施設の数	実証試験対象の施設数
ユニット数	実証試験対象のユニット数（実証試験場所の基本単位）
介護職員数（人）	実証試験対象の介護職員の人数
被介護者数（人）	実証試験対象の被介護者の人数

#### 実証試験場所（ユニット）一覧

実施機関名	施設名	ユニット名	社名／製品名 (第1希望)	希望 台数	介護 者数	被介護 者数
英目戸会	大手園	大手1F	A社／○ロボ	10	3	10
英目戸会	大手園	大手2F	B社／□コミ	12	4	14
英目戸会	東園	東1F	C社／△ちゃん	16	6	16
目T会	関の園	関1F	D社／〇〇号	8	2	8

※ 必要に応じて行数を増やしてください。

分担機関（法人）

申請情報	分担機関名 (法人名)	〇〇〇〇
	調査研究の名称	〇〇ロボットにおける〇〇効果の実証
	代表者役職 氏名（ふりがな）	理事長 介護 太郎（かいご たろう）
	所在地	〒〇〇〇-〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 △-△-△
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	連絡 一郎（れんらく いちろう）
	所属（部署名）	企画部 計画課
	役職	課長
	住所	〒〇〇〇-〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 △-△-△
	電話番号 (代表・直通)	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代表) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (直通)
	E-mail	〇〇〇@〇〇〇.jp ※半角で記載のこと
実証試験責任者 (研究開発分担者)	氏名	* 分担機関の実証試験機関のとりまとめも行う責任者の氏名
	所属部署名	
	役職	
	資格	* 医師, 看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員など介護, 医療等に関する資格を記載する
	略歴	* 介護技術, ロボット介護機器や福祉問題に関して特筆すべき経験, 知識を記載すること
実証試験体制	* 分担機関の実証試験体制を図示して記載する。施設やユニットごとに実証試験対象者の種類などが異なっている場合はその旨記載する。	

※ 連絡担当窓口は、基本的に研究開発分担者とする。

※ 分担機関がなければ削除する。複数あるときは必要数追加する。

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

平成28年度 ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）  
「ロボット介護機器開発に関する調査」に係る実証試験実施施設の募集  
提案書

研究開発課題名： ロボット介護機器開発に関する調査  
代表機関名（法人名）： ○○○○

実施施設毎に記載する。分担機関（法人）や複数の施設がある場合は、表を追加しそれぞれ記載する。  
下記の項目に関する資料（施設紹介リーフレット、業務報告、論文等がある場合は、番号を付け、掲載ページ数を示すこと。

機関名（法人名）					
施設名（事業所名）					
サービス種別		<input type="checkbox"/> 入所（ <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム, <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設） <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通所（ <input type="checkbox"/> デイケア, <input type="checkbox"/> デイサービス） <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅）			
施設長	氏名				
	資格				
	略歴				
住所		〒○○○-○○ ○○県○○市○○ △-△-△			
電話番号 （代表・直通）		○○-○○○-○○○○（代表） ○○-○○○-○○○○（直通）			
E-mail		○○○@○○○.jp *半角で記載のこと			
定員		名		*通院通所は月間の平均利用者数を記載のこと	
職員数		常勤		非常勤	
		全数	内:実証試験 関与人数	全数	内:実証試験関 与人数
	医師				



	正看護師				
	准看護師				
	介護福祉士				
	その他介護職				
	介護支援専門員				
	社会福祉士				
	理学療法士				
	作業療法士				
	言語聴覚士				
実証試験の経験	* 介護技術, 介護ロボット, 福祉用具等についての実証試験の経験があれば記載する。				
実証試験実施上のアピール項目	* 申請者及び本実証試験を行うことによる貢献できると考えられる内容を記載する。例えば「参加」「活動」についての高い評価能力を持つ職員が本実証試験に関与する。対象者を〇名と多く確保できる等。				

以下の希望ロボットは、実証試験を行う基本単位のユニット毎に記載する。複数のユニットで実証を行う場合は様式を追加する。分担機関や複数の施設がある場合も同様に、ユニット毎にそれぞれ記載する。

希望ロボット

機関名（法人名）		英目戸会		
施設名		大手園		
ユニット名		大手 1F		
第 1 希 望	社名			
	製品名			
	実証予定台数			
	設 置 予 定 場 所	<input type="checkbox"/> 居室		
		<input type="checkbox"/> ダイルूम		
		<input type="checkbox"/> その他		
	実 証 対 象 者	実 証 単 位	<input type="checkbox"/> 被介護者個人	予定人数 ○名 (同一施設で実証試験が同一の個人は1ユニットとする)
			<input type="checkbox"/> 居室棟単位 (全員)	予定数 □棟 ○名 (1棟が1ユニットの場合)
			<input type="checkbox"/> 居室棟内 (任意)	予定数 □棟 ○名 (棟内を区切って1ユニットとする場合)
		対象者の状態		* 主な対象者の疾病,活動など
選択理由		* 実証試験対象ロボットリストの中で本ロボットを選択した理由を記載。ロボットについての理由だけでなく、そのロボットについて申請施設で行うことの利点も記載。できるだけ詳しく具体的に記載。		
事業終了後の活用計画		* レンタル終了後引き取りの機種は、その旨記載		
第 2 希 望	社名			
	製品名		* 第1希望のみの場合は「無」と記入する	
	実証予定台数			
	設 置 予 定 場 所	<input type="checkbox"/> 居室		
		<input type="checkbox"/> ダイルूम		
<input type="checkbox"/> その他				

実証対象者	実証単位	<input type="checkbox"/> 被介護者個人	予定人数 ○名 (同一施設で実証試験が同一の個人は1ユニットとする)
		<input type="checkbox"/> 居室棟単位 (全員)	予定数 □棟 ○名 (1棟が1ユニットの場合)
		<input type="checkbox"/> 居室棟内 (任意)	予定数 □棟 ○名 (棟内を区切って1ユニットとする場合)
	対象者の状態		* 主な対象者の疾病,活動など
選択理由		* 実証試験対象ロボットリストの中で本ロボットを選択した理由を記載。ロボットについての理由だけでなく、そのロボットについて申請施設で行うことの利点も記載。できるだけ詳しく具体的に記載。	
事業終了後の活用計画		* レンタル終了後引き取りのロボットは、その旨記載	
第3希望	社名		
	製品名		* 第1、第2希望のみの場合は「無」と記入する
	実証予定台数		
	設置予定場所	<input type="checkbox"/> 居室	
		<input type="checkbox"/> ダイルーム	
		<input type="checkbox"/> その他	
実証対象者	実証単位	<input type="checkbox"/> 被介護者個人	予定人数 ○名 (同一施設で実証試験が同一の個人は1ユニットとする)
		<input type="checkbox"/> 居室棟単位 (全員)	予定数 □棟 ○名 (1棟が1ユニットの場合)
		<input type="checkbox"/> 居室棟内 (任意)	予定人数 ○名 (棟内を区切って1ユニットとする場合)
対象者の状態		* 主な対象者の疾病,活動など	
選択理由		* 実証試験対象ロボットリストの中で本ロボットを選択した理由を記載。ロボットについての理由だけでなく、そのロボットについて申請施設で行うことの利点も記載。できるだけ詳しく具体的に記載。	
事業終了後の活用計画		* レンタル終了後引き取りの機種は、その旨記載	

(様式3)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成28年度「ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）」  
「ロボット介護機器開発に関する調査」に係る実証試験実施施設の募集  
委託研究開発費の内訳

研究開発課題名： ロボット介護機器開発に関する調査

代表機関名（法人名）： ○○○○

※委託研究開発費には研究開発に必要な直接経費を記載する。

※流用には制限があるため、本様式には、現実的な費用配分となるよう記載すること。

(1) 事業費 ※(2) 積算根拠の小計、中計を合算する (単位：千円)

大項目	中項目	中項目計 (直接契約分)	中項目計 (再委託分)	大項目計
直接 経 費	物品費	設備備品費		
		消耗品費		
	旅費	旅費		
	人件費 ・謝金	人件費		
		謝金		
	その他	外注費		
		その他		
その他(消費税相当額)				
直接経費合計 (a)				
間接経費(直接費の10%) (b=a×10%)				
合計 (c=a+b)				

(2) 大項目毎の積算根拠(代表機関)

① 物品費	○○○千円 (a+b)	※中項目計(直接契約分)に記載
a 設備備品費	△△△千円	※項目毎の小計を記載
積算	○○ロボット×△台	○円
	※第1希望のロボットで積算する	
b 消耗品費	0千円	
積算	※計上できません	

② 旅費	千円	※中項目計（直接契約分）に記載
主な行き先	※下記の2箇所について記載する。実証試験説明会は東京か大阪を選択する。	
産業技術総合研究所（つくば市）	〇円	×12回・人 = 〇円
実証試験説明会（東京または大阪）	△円	×3回・人 = △円
③ 人件費・謝金	0千円 (a+b)	※中項目計（直接契約分）に記載
	※計上できません	
a 人件費	0千円	
積算	※計上できません	
b 謝金	0千円	
積算	※計上できません	
④ その他	千円 (a+b+c)	※中項目計（直接契約分）に記載
a 外注費	0千円	
積算	※計上できません	
b その他	千円	
積算	※第1希望のロボットで積算する	
〇〇ロボットレンタル（〇月～3月末）	△台	〇円
□□ロボット保守費（〇月～3月末）	△台	□円
△△損害賠償保険（〇月～3月末）		△円
c その他（消費税相当額）	千円	
積算	〇〇の消費税相当額 △円 × 8% = ×円	
	※非課税、不課税での積算がある場合は、それらの消費税相当額を記載する。	

(3) 大項目毎の積算根拠（分担機関：〇〇介護施設）

① 物品費	〇〇〇千円 (a+b)	※中項目計（再委託分）に分担機関の合計を記載
a 設備備品費	△△△千円	※項目毎の小計を記載
積算	〇〇ロボット×△台 〇円	
	※第1希望のロボットで積算する	
b 消耗品費	0千円	
積算	※計上できません	
② 旅費	千円	※中項目計（再委託分）に分担機関の合計を記載
主な行き先	※下記の2箇所について記載する。実証試験説明会は東京か大阪を選択する。	
産業技術総合研究所（つくば市）	〇円	×12回・人 = 〇円

実証試験説明会（東京、又は、大阪）		$\Delta$ 円	$\times$	3回	$\cdot$	人	$=$	$\Delta$ 円
③	人件費・謝金	0千円	(a+b)	※中項目計（再委託分）に分担機関の合計を記載 ※計上できません				
a	人件費	0千円	積算 ※計上できません					
b	謝金	0千円	積算 ※計上できません					
④	その他	千円	(a+b+c)	※中項目計（再委託分）に分担機関の合計を記載				
a	外注費	0千円	積算 ※計上できません					
b	その他	千円	積算 ※第1希望のロボットで積算する					
	〇〇ロボットレンタル（	〇月～3月末）	$\Delta$ 台	〇円				
	□□ロボット保守費（	〇月～3月末）	$\Delta$ 台	□円				
	$\Delta\Delta$ 損害賠償保険（	〇月～3月末）	$\Delta$ 円					
c	その他（消費税相当額）	千円	積算					
	〇〇の消費税相当額	$\Delta$ 円	$\times$	8%	$=$	$\times$ 円		
※非課税、不課税での積算がある場合は、それらの消費税相当額を記載する。								

※ 記載欄の行数は適宜調整すること

※ 分担機関の数に合わせて追加すること

(様式4)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成28年度 ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）  
「ロボット介護機器開発に関する調査」に係る実証試験実施施設の募集  
法人概要

代表機関名：

代表機関（法人）名			
所在地			
設立年月日			
代表者役職・氏名			
資本金			
常勤従業員数			
主な製品・サービス			
財務状況 ※直近3カ年分について記載すること	直近3カ年	直近2カ年	直近1カ年
①資産の部の合計 (円)			
②負債の部の合計 (円)			
①-②の値(円)			
経常利益(円)			

他の研究事業等への申請状況（当該年度）

（単位：千円）

新規・継続	研究事業名	研究課題名	代表・分担等	申請額	所管省庁等

研究費補助等を受けた過去の実績（過去3年度分）

（単位：千円）

年 度	研究事業名	研究課題名	金 額	所管省庁等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により  
補助金等の返還が命じられた過去10年間の事業

（単位：円）

年 度	研究事業名	研究課題名	補助額	返還額・返還年度	返 還 理 由	所管省庁等



※ 分担機関がない場合は以降提出不要、複数ある場合は分担機関の数に合わせて追加すること

分担機関名 : \_\_\_\_\_

分担機関（法人）名			
所在地			
設立年月日			
代表者役職・氏名			
資本金			
常勤従業員数			
主な製品・サービス			
財務状況 ※直近3カ年分について記載すること	直近3カ年	直近2カ年	直近1カ年
①資産の部の合計 (円)			
②負債の部の合計 (円)			
①－②の値(円)			
経常利益(円)			

他の研究事業等への申請状況（当該年度）

（単位：千円）

新規・継続	研究事業名	研究課題名	代表・分担等	申請額	所管省庁等

研究費補助等を受けた過去の実績（過去3年度分）

（単位：千円）

年 度	研 究 事 業 名	研 究 課 題 名	金 額	所 管 省 庁 等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により  
補助金等の返還が命じられた過去10年間の事業

（単位：円）

年 度	研 究 事 業 名	研 究 課 題 名	補 助 額	返 還 額 ・ 返 還 年 度	返 還 理 由	所 管 省 庁 等





国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

産学連携部 医療機器研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 23F  
Tel 03-6870-2213 Fax 03-6870-2242